

2019年4月26日

大阪市教育委員会
教育長 山本 晋次 様

大阪市学校給食調理員労働組合
執行委員長 塩見 洋子

要 求 書

日頃は、大阪市における学校給食事業及び給食調理員の勤務労働条件の改善に努力されている貴委員会に敬意を表します。

政府は給与制度の総合的な見直し、退職手当や扶養手当の見直しなど、地方自治体及び人事委員会に助言と称する指導、圧力、不当介入を強め、自治体職員の給与制度は改悪の一途をたどっており、生活実態は悪化しています。これ以上の公務員のさらなる給与制度の改悪による給与引き下げは容認できません。

大阪市においては昨年の人事委員会勧告で、月例給は453円、一時金は0.05月分の引き上げが示され、勧告に基づいた改定となりましたが、組合員の給与水準は極めて厳しい状況にあります。また、その後、追い打ちをかけるように、技能労務職員給与の見直し提案や、技能労務職員等の早期退職特例制度の再提案と、明らかに現業職員に的を絞ったやり方は現業の切り捨てと言わざるを得ません。

大阪市教育委員会は今後、未来ある子ども達の成長に大きく影響する「学校給食」を、大いに豊かで実りある「学校給食」へと進化させるための取り組みを労使一体となり進めていくべきと考えます。子ども達の「食」を守り、学校に通う子ども達の保護者が安心して「安全な学校給食・安全な教育機関」に子ども達を委ねられるよう、時代に応じた学校給食の充実を図っていきそこで働く給食調理員の働きやすい快適な職場環境、賃金労働条件、制度の改善を要求します。

以下の要求項目に対して、大阪市教育委員会の誠意ある回答を要求します。

記

1. 学校給食を自治体行政の責任として直営を基本とした体制で行うこと。
2. 要員の確保について
 - (1) 新規採用を行うこと。
 - (2) 業務、労働実態に見合う人員を配置すること。
 - (3) 年度途中の退職による欠員は、新規採用による本務職員で補充すること。
 - (4) 代替要員不足の解消を図り、代替要請に対しては速やかに派遣すること。
 - (5) 長欠者や妊娠中の通院補償と産前産後休暇・育児休暇の取得者の補充は本務職員で対応

すること。

(6) 支援要員は学校給食にふさわしい人材を確保すること。

3. 人事評価制度について

(1) 人事考課制度の実施にあたり、評価項目や着眼点については、より実態に応じたものになるよう検証・改善を行うこと。

(2) 被評価者が不公平感を覚えず、評価者の負担を軽減するためにも評価者研修の拡大を行うこと。また、組合員への周知徹底と制度理解に向けて十分な説明を行うこと。

4. 現業管理体制の円滑な運営に努めること。

5. 学校における食育を効果的に推進するため、保護者・地域と連携した取組などに専門調理師や調理師、食育推進委員の資格を有する学校給食調理員の活用をはかること。

6. 高齢者雇用制度の充実・改善を図るとともに、希望する職員の雇用を確保すること。

7. 本務職員・支援要員などの区分に応じた各種研修の充実を行うこと。

8. 自校炊飯校において発生する諸課題について、誠意をもって対処すること。

9. 学校給食業務委託後について、調理業務に関わる衛生管理水準等の検証を行うとともに、労使によるチェック体制を確立すること。

10. 「安全で安心の学校給食」の確立について

(1) 学校給食の食材料は教育委員会の責任において、品質と安全を確保すること。

(2) 食品の安全性についてチェック体制を確立すること。また、問題等が生じた場合は万全の調査を行うこと。

(3) 調理後の食品の適切な温度管理が行える設備を完備すること。

(4) 緊急対応時の給食内容について検討し、迅速に対応すること。

(5) 安全衛生管理上、パン・牛乳の配送方法等について検討すること。

(6) 食育の観点に合った食器の充実を行うとともに、安全性に配慮し早急に改善すること。

(7) ドライシステムの全校導入、献立の多様化に伴う機械・器具・食缶等の改善、充実を行うこと。

(8) 機械器具の保守点検を定期的に行うこと。

11. 個別対応給食について

(1) 個別対応給食について現場に即した研修を行うこと。

(2) 食缶等の充実を行うこと。

(3) 個別対応食の誤食を防ぐ対応策を講じること。

12. 学校給食事業における労働安全衛生管理要綱の徹底について

(1) 労働基準法、労働安全衛生法の規則「学校給食事業における安全衛生管理要綱」の周知徹底を行うこと。

(2) 公務災害の防止対策は、労使協議を基本としながら二度と同じ事故は起こさないとする強い意志をもって講ずること。

(3) 手指関節症（指曲がり症）防止の観点からパラフィン浴器を全校設置すること。また、

公務上疾患と認定された組合員に対しては、職制責任として対処されること。

- (4) 休職者の実態をふまえ、原因分析を行うとともに学校給食職場におけるメンタルヘルス対策事業の一層の充実を図ること。特に心の健康の保持、増進の観点から「心の健康づくり指針」の策定をふまえ実効あるものにする。
 - (5) 精神疾患による病気休職からの復職者に対する「職場復帰支援事業」を実効あるものとする。また、復職後の人的支援について拡大・充実をおこなうこと。
 - (6) パワハラ・セクハラ等、あらゆるハラスメントを給食室内から一掃させる取り組みを推進すること。
 - (7) 老朽化にともなう機械器具の更新を早急に行うとともに、更新時には新機種を導入すること。新機種導入にあたっては、機械研修を行うこと。
 - (8) 調理作業に必要な作業衣等の改善を行うこと。また、衛生管理上、区別が必要なものについては改善すること。
 - (9) 衛生管理マニュアルの改正に伴い消耗品の増量を行うこと。
 - (10) 給食室内の空調設備を速やかに全校整備されること。
13. 「中学校給食における親子方式の給食」の提供について
- (1) 従来の食数換算による配置人員を基本とせず、調理及び提供時間、業務量を鑑みた人員配置を行うこと。
 - (2) 協会から搬入されない物資については、子校への直送とすること。
 - (3) 牛乳及び給食残菜について親校へ返却せず子校で処理すること。
 - (4) 親校への異動に伴う研修は、既親校での調理業務を伴う研修とすること。
 - (5) 子校の教職員に対し「学校給食」に対する理解を深めるとともに、「食育」の観点からも連携・協力体制を整えること。
14. 事務手続きのシステム化に円滑に対応できるよう、給食室にパソコンの設置を行うこと。
15. 防災の充実について
- (1) 多機能生活条件をもつ地域防災拠点である学校を整備すること。
 - (2) 災害時の学校給食現場における給食調理員の役割を明確にすること。
 - (3) 災害時に備えて、給食調理員の研修、訓練を実施すること。
 - (4) 子どもたちの防災意識高揚のため、備蓄食品を学校給食に活用すること。

以上